エフコープ生活協同組合

エフコープぷるか（プリペイド）利用約款

1.本約款の目的

本約款は、エフコープ生活協同組合（以下「生協」という）が発行するエフコープぷるかに付帯する「エフコープぷるかサービス」について規定するものであり、組合員がエフコープぷるかを使用してプリペイドを利用するにあたり本約款が適用されるものとします。なお、エフコープぷるかサービスに付随または関連して生協が提供するサービスについては、本約款と併せて生協が各々に定める約款が適用されるものとします。

2.定義

本約款における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

(1)エフコープぷるかマネーとは、生協が発行したエフコープぷるかに記録される金銭的価値を証するものをいいます。

(2)エフコープぷるかサービスとは、組合員が生協に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部または一部の支払として、生協所定の方法によりエフコープぷるかにチャージされたエフコープぷるかマネーを利用することで、生協から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。

(3)チャージとは **4.チャージ**に定める方法により、組合員がエフコープぷるかにエフコープぷるかマネーを加算することをいいます。

(4)エフコープぷるか残高とは、組合員が利用可能なエフコープぷるかマネーの金額をいいます。

3.不正使用等の禁止

(1)組合員はカードにサインされた本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。

(2)組合員は、エフコープぷるかの偽造・変造・改ざん他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

4.チャージ

(1)組合員は、生協所定の場所・方法にてエフコープぷるかに 1,000 円単位で繰り返しチャージすることができるものとします。

(2)組合員は、1 枚のエフコープぷるかに対して、50,000 円までチャージできます。また、一度にチャージできる上限額は 49,000 円までとします。

5.エフコープぷるかサービスの利用

(1)組合員は生協でエフコープぷるかサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他金券類・はがき・切手・印紙類・その他、生協が定める一部商品について、利用を制限する場合があります。

(2)組合員が生協でエフコープぷるかサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、エフコープぷるか残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。

(3)組合員は、エフコープぷるか残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、その不足額を生協が定める方法により、支払うものとします。

(4)組合員が生協において、商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるエフコープぷるかの枚数は、1 枚に限ります。

(5)組合員は、エフコープぷるかサービスを利用した場合には、**交付するレシート等に印字して表示されるエフコープぷるか残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。**万一誤りがある場合には、その場で生協に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、組合員は当該エフコープぷるか残高について誤りがない事を了承したものとします。

6.エフコープぷるか残高

(1)エフコープぷるか残高は、エフコープぷるかサービス利用時のレシート、エフコープぷるか組合員サイト、エフコープぷるかモバイルサイト（携帯サイト）、チャージ機、本約款末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。

(2)最後にエフコープぷるかサービスを利用した日および最後にチャージした日は、エフコープぷるか組合員サイト、本約款末尾のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。

(3)組合員は**最後にエフコープぷるかサービスを利用した日または最後にチャージした日から 5 年を経過した場合、自動的に失効し残高はゼロとなります。**

(4)(3)の自動的に失効した後、プレゼントバリュー分の残高については、お申し出があった場合に限り、再度残高として有効となります。その際はエフコープぷるかもしくは組合員番号を提示し、本人確認をさせていただく場合があります。（※残高を有効にできるのはプレゼントバリュー分のみになりますのでご注意ください。）

7.エフコープぷるか残高の合算

組合員は、生協が認めた場合を除き、エフコープぷるか残高を他のカードに移行することはできないものとします。

8.エフコープぷるかサービスの利用ができない場合

組合員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、エフコープぷるかサービスを利用すること、ならびにエフコープぷるか残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

(1)生協がエフコープぷるかサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

(2)エフコープぷるかの破損、または生協の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。

(3)その他やむを得ない事由のある場合。

9.換金等不可

生協がエフコープぷるかサービスを終了する場合を除き、**エフコープぷるか残高の換金または現金の払戻しはできないものとします。**

10.エフコープの脱退

(1)組合員は生協所定の方法により脱退をすることができるものとします。この時、**生協所定の期間が経過したときに、組合員資格が喪失され、エフコープぷるかの利用ができなくなります。**

(2)前項の場合、エフコープぷるかにチャージされている**エフコープぷるか残高の現金の払い戻しは出来ないものとします。脱退前にエフコープぷるか残高を使い切ってください。**

11.エフコープぷるかの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

エフコープぷるかが再発行された場合、本人の証明を確認の上、生協所定の方法で照会されたエフコープぷるか残高が再発行されたエフコープぷるかに引き継がれるものとします。再発行料は磁気不良を除き、生協所定の発行料を支払うものとします。

12.エフコープぷるかの紛失・盗難等の再発行

(1)紛失・盗難によりエフコープぷるかが再発行された場合、生協によるエフコープぷるかの利用停止措置が完了した時点のエフコープぷるか残高が再発行されたエフコープぷるかに引き継がれるものとします。

(2)組合員がエフコープぷるかの紛失・盗難を申し出てから生協による利用停止措置が完了するまでにおおよそ 3 日程度を要することを組合員は了承するものとします。なお、紛失・盗難から利用停止措置が完了するまでの間にエフコープぷるか残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、生協は一切の責任を負わないものとします。

(3)組合員が紛失・盗難届出時にエフコープぷるか残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したエフコープぷるかに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、生協は一切の責任を負わないものとします。

(4)組合員が利用申込書への記載登録間違いや、利用資格喪失等の理由により、生協でエフコープぷるかの再発行ができない場合、エフコープぷるか残高は引き継げないものとします。

(5)紛失・盗難によるエフコープぷるか再発行の場合、生協所定の発行料を支払うものとします。

13.無権限取引により発生した損失の補償

(1)組合員がエフコープぷるかの情報を第三者に取得され、組合員の意思に反してエフコープぷるかを利用又は処分等されたことにより、損失が発生した場合、生協は、組合員の意思に反して権限を有しないものの指図が行われたことにより発生した損失について、原則として、これを補償することとします。ただし、生協に申告した内容、生協が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると生協が合理的に判断した損失の全部または一部について補償を行わないこととします。

・組合員の故意もしくは重大な過失に起因して発生した損失

・組合員の家族、近親者、同居人、組合員の委託を受けて身の回りの世話をする者、組合員の関係者または組合員の許可に基づき対象端末等を利用する者が行った利用である場合
・当該申出の全部または一部が虚偽またはその疑いがある場合
・組合員等が不正利用に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用に協力をしていた場合またはその疑いがある場合
・組合員等が補償の申出をした日から１年以内に再び補償の申出をした場合
・戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた不正利用である場合
・本約款**12.エフコープぷるかの紛失・盗難等の再発行(2)**に定める期間内(紛失・盗難から利用停止措置が完了するまでの間)に第三者により利用されて発生した損失

⑵エフコープぷるかの組合員が生協に対して補償を求める場合には、下記⑶の補償手続きの内容に従った手続きを行うとともに、生協による調査に協力するものとします。組合員が当該手続きを怠った場合には、組合員に生じた損失の全部または一部について、生協はその責任を負わないことがあります。

⑶補償手続きのために、組合員は、損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合はその最終の損失発生日）から 60 日以内に、当該損失が発生した事実を生協及び警察署に申告しなければならないこととします。また、生協に対して以下の内容を必要な資料を添付して申告するものとします。
・損失額
・損失発生日
・損失発生の経緯
・その他当社が通知を求めた事項

⑷生協は、不正取引が発生した場合またはそのおそれがある場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに連携先と協力のうえ必要な情報を公表することとします。

14.生協との紛議

⑴組合員がエフコープぷるかサービスを利用して購入または提供をうけた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、組合員と生協との間で解決するものとします。

⑵前項の場合においても、組合員は、生協に対し、エフコープぷるかサービスの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

15.組合員資金の保全方法

⑴資金決済法１４条１項は、前払式支払手段の保有者が、前払式支払手段発行者の都合により、当該サービスを利用することができず損失を被るなどのリスクから保護するため、基準日（毎年３月 31 日及び９月 30 日時点）時点の未使用残高の２分の１以上の額の発行保証金を、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託するよう義務づけています。生協も、同規定に基づき、基準日時点の未使用残高の２分の１以上の額の発行保証金を法務局に供託する方法により保全しています。なお、必ずしも、前払式支払手段の保有者の債権の全額が保全されているわけではありません。

⑵万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法３１条１項の規定に基づき、前払式支払手段に係る債権に関し、当該前払式支払手段に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利があります。

⑶発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：生協の利用者資金の保全方法は次の通りです。
・金銭による供託

16.個人情報の収集・利用

組合員（本条において、エフコープぷるかサービスの申し込みをしようとする方を含みます）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、組合員が申し込み時に生協に届け出た事項およびエフコープぷるかサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます）を、生協が定める「個人情報保護基本方針」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行った上で収集・利用することに同意するものとします。

17.約款の変更

⑴生協は、生協所定の方法により事前に組合員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、組合員がチャージ、エフコープぷるかサービスを利用した商品等の購入、エフコープぷるか残高の照会をした場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

⑵前項の告知がなされた後、組合員が脱退することなく１ヵ月が経過した場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

18.エフコープぷるかサービスの終了

⑴生協は、次のいずれかの場合には、組合員に対し事前に生協所定の方法で通知することにより、エフコープぷるかサービスを全面的に終了することができるものとします。
①社会情勢の変化
②法令の改廃
③その他生協のやむを得ない都合による場合

⑵前項の場合、法令に基づき、組合員は生協の定める方法により、エフコープぷるか残高に相当する現金の払い戻しを生協に求めることができるものとします。ただし、生協が前項の通知を行ってから２年経過した場合には、組合員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

19.制限責任

エフコープぷるかサービスの利用ができない場合に定める理由およびその他の理由（１３⑴に定める場合を除く。）により、組合員がエフコープぷるかサービスを利用することができないことで当該組合員に生じた損害について、生協は一切の責任を負わないものとします。

20.通知の到着

生協が、組合員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、生協は組合員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到着が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

21.業務委託

生協は、本約款に基づくエフコープぷるかサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

22.合意管轄裁判所

組合員は、本約款に基づく取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

23.モバイル組合員証

総合アプリ「コーププラス」上のモバイル組員証についても、この内容に準ずる。

【ご相談窓口】

1.エフコープぷるかサービスに関するお問い合わせ、ご相談等は、エフコープぷるか組合員サイト、エフコープぷるかモバイルサイト（携帯サイト）をご参照いただくか、下記までご連絡ください。

2.個人情報に関するお問い合わせや、開示等の申出等に関しましては、下記までお願いします。

【お店、または補償に関するお問い合わせ先】
エフコープ生活協同組合 店舗支援部
TEL.092-947-4811　　土曜、日曜除く 10:00～17:00 まで

【お店以外のことに関するお問い合わせ先】
エフコープ生活協同組合 組合員サービスセンター
TEL.0120-41-0120　　月～金 9:00～18：00　土 9:00～17:00